

～令和7年度三朝町渇水対策等緊急事業～

令和7年9月1日
三朝町農林課

令和7年の異常な干天により、水稻や三朝神倉大豆などの農作物の用水に著しい不足が生じる状況となっているため、渇水応急対策のためのポンプの導入や、用水確保の取組を支援します。

申請を予定されている場合は、**9月26日（金）までに各農事組合長さんに御相談ください。**

事業実施主体 (申請者)	<u>農事組合で取りまとめて、後日、実施者ごとに申請していただきます。</u> ・原則、2戸以上の農業者で共同利用するものが対象です。 ・認定農業者等で一団の農地で相当の農地面積を集積している場合も対象です。 ・集落で取りまとめができない場合は、農林課に御相談ください。
補助対象経費	<u>令和7年7月15日以降</u>に実施した渇水応急対策（緊急給水など）に要した次の経費 (1)ポンプ（ポンプ専用動力機を含む。）及びホース等付属品の<u>購入費</u> (2)ポンプ（ポンプ専用動力機を含む。）の借上料 (3)ポンプの<u>燃料費</u>（<u>渇水応急対策に要した燃料費として区分できるもの</u>） (4)その他用水確保に資する応急対策に要した経費（<u>土のう等消耗品</u>） ※ただし、いずれの経費も、<u>7/15以降の日付の購入・借上げの金額が分かる証拠書類</u>が必要です。（請求書、領収書、レシートなど） ※ポンプは、複数回の購入は認めません。（盗難、紛失等も対応しない。）
対象経費の 上限額	(1)ポンプ購入費 1台当たり 50,000 円（ホース等付属品を含む。） (2)ポンプリース費 1日当たり 3,000 円（最大5日間まで） (3)ポンプ燃料費 1台当たり 3,300 円 (4)土のう等消耗品費 一式 5,000 円
補助率	9／10
補助対象期間	令和7年7月15日から、令和7年9月15日まで（予定） （7/15以降にすでに購入・実施したもの（ただし、掛かった費用が領収書等で証明できる場合に限る。）も対象となります。）
必要書類等	(1)給水活動を実施した位置図 (2)請求書、領収書、レシートなど （7/15以降に購入・借上げしたもの） (3)購入したポンプ及び付属品の写真 (4)緊急給水活動の様子が分かる写真 (5)緊急給水活動を実施したことが分かる作業日誌等の写し
注意事項	・取りまとめ後、聞取りを行います。（実施場所、受益農地、実施状況など） ・購入したポンプ等は、今年度以降の渇水対策等にも活用してください。 ・購入したポンプを処分する場合は、手続きが必要です。（耐用年数7年） ・県補助事業を活用するため、予算枠により調整することがあります。
お問合せ先	三朝町役場農林課 電話：0858-43-3515、 FAX：0858-43-0647 メール：nourin@town.misasa.tottori.jp

申請予定の場合は、**次の書類等を保管・準備しておいてください！**

- ・ 請求書、領収書、レシートなど （ポンプ等の支払金額が分かる書類）
- ・ 購入したポンプ、付属品、消耗品などの写真 （使用後でも可）
- ・ 給水活動をしている様子の写真 （撮影していない場合は作業日誌等で確認します。）